

令和 7 年 2 月 13 日

令和 7 年第 2 回

水戸市国民健康保険運営協議会資料

水戸市保健医療部国保年金課

報告事項

1 国民健康保険の実施状況について

(1) 令和6年度国民健康保険会計の状況

① 保険給付費の状況

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)	令和6年度 /令和5年度
保険給付費	14,957,523	14,999,775	14,688,200	97.9%
療養給付費	12,955,837	12,940,463	12,597,300	97.3%
療養費	76,656	70,680	72,100	102.0%
審査支払手数料	61,221	60,790	60,300	99.2%
出産育児一時金	59,825	68,749	67,200	97.7%
葬祭費	15,100	16,500	17,300	104.8%
高額療養費	1,784,574	1,840,054	1,872,000	101.7%
高額介護合算療養費	1,492	2,382	1,907	80.1%
移送費	-	-	-	-
傷病手当金	2,818	157	93	59.2%

② 国保税の収納状況（現年度分）

(単位:千円)

年度/月	令和5年度			令和6年度（見込）		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
7	5,130,420	787,175	15.34%	5,063,397	681,701	13.46%
8	5,134,071	1,678,594	32.70%	5,070,342	1,637,539	32.30%
9	5,147,549	2,125,881	41.30%	5,085,451	2,090,021	41.10%
10	5,162,933	2,543,848	49.27%	5,083,216	2,528,765	49.75%
11	5,164,482	3,008,567	58.25%	5,086,985	2,970,716	58.40%
12	5,167,854	3,609,842	69.85%	5,096,906	3,541,617	69.49%
1	5,180,724	3,900,221	75.28%	5,096,906	3,826,303	75.07%
決算 (見込)	5,152,146	4,741,912	92.04%	5,068,700	4,668,200	92.10%

(2) 令和6年度特定健診等の実施状況

○特定健診の実施状況

・自己負担金のワンコイン化（新規）

令和6年度から、受診率向上策として集団健診及び医療機関健診の自己負担金を統一し、一律500円に減額した。その効果として、集団健診・医療機関健診ともに受診者数が伸びており、特に医療機関健診では、前年比で約2割増の見込みである。

【実績】

特定健診の受診率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診率 (確定値)	19.9%	23.4%	26.4%	30.7%	35.0% (見込み)

【周知】

- ・広報みとをはじめ各種広報媒体の活用のほか、本庁舎モニターで受診を呼びかけた。
- ・水戸商工会議所及び水戸薬剤師会等関係団体を通し、各事業所等にポスター及びチラシを配布。

【受診券の送付】

- ・6月：40歳以上の国保被保険者に受診券を一斉送付。(34,952件)
35～39歳の国保被保険者に受診券を送付。(757件)（拡充）
- ・6月から1月：年度途中の国保加入者に受診券を送付。(2,450件)

【受診勧奨】

・未受診者受診勧奨

過去の健診受診の状況やレセプト等からAIやナッジ理論を活用し、未受診者の特性に合わせた7パターンの受診勧奨の通知を送付。(17,400件)

通知後、受診が確認できない者へ、再勧奨通知を送付。(10,000件)（拡充）

40歳（無料対象者）の未受診者に対し、再勧奨通知を送付。(344件)

- ・集団健診をキャンセルした者に対し、電話で受診勧奨を実施。(新規)

【情報提供事業（みなし健診）】

- ・レセプト情報から、糖尿病等で通院中であり特定健診未受診者に、情報提供依頼の通知を送付。(2,544件)
- ・通知対象者が20名以上通院する医療機関に対して、送付者一覧を送付し事業促進を依頼。
(32か所)（新規）
- ・特定健診実施医療機関に、情報提供事業の事業促進を依頼。(87か所)
- ・実績：令和3年度 150件 令和4年度 169件 令和5年度 514件

○特定保健指導の実施状況

- ・健診会場での初回面接の分割実施（新規）

令和6年度から、特定保健指導の充実として、特定健診の集団健診会場で初回面接の分割実施を導入した。その効果として、前年度比で約5割増の見込みである。

【実績】

特定保健指導の実施率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施率 (確定値)	10.1%	8.5%	11.8%	12.5%	17.0% (見込み)
実施者数(人)	94	92	142	161	240 (見込み)

【特定保健指導未利用者対策】

- ・特定保健指導対象者のうち、未利用者に対し、通知・訪問による利用勧奨を実施。通知送付（330件）、うち24件が特定保健指導につながった。

○その他の保健事業（令和7年1月時点）

① 糖尿病性腎症重症化予防事業

- ・特定健診の結果、HbA1c 高値の者に対し、通知や訪問、電話による受診勧奨を実施。（83件）

- ・過去に糖尿病で治療をしていたが、1年以上治療を中断している者に対し、通知・訪問等による受診勧奨を実施。（170件）

② 慢性腎臓病予防事業

- 特定健診（集団健診）の結果、腎機能低下の所見が見られる者に対し、受診勧奨を実施。（健診結果に受診勧奨チラシを同封）（12月末時点 814件）

※上記①②の事業を合わせ、「腎臓を守ろう！みとネットワーク事業」とし、水戸市医師会と連携し実施している。

③ 健診異常値放置者への受診勧奨

- 特定健診とレセプト情報のデータ分析結果をもとに、健診結果が要精密となっているにもかかわらず医療機関へ受診のない者に対し、受診勧奨通知を送付。（329件）

- 重要化リスクが高い者に対し、訪問等により受診勧奨を実施。（26件）

④ 受診行動適正化指導事業

- 1か月あたり同系薬剤2種類以上または同じ診療内容で2か所以上の医療機関通院を3か月以上継続している者に対し、保健指導を実施。

⑤ 治療中断者への受診勧奨

- 高血圧又は脂質異常と診断され内服処方を受けていたが、その後受診が確認できていない者に対し、受診勧奨を実施。

⑥ 生活習慣病予防健診（早期介入）

- 18歳～39歳の被保険者に対して健診を実施し、そのうち健診結果が要指導・要精密検査の者に対し保健指導・受診勧奨に関する通知を送付。

2 その他

(1) 課税限度額の改正

① 改正の概要

令和6年12月に、「令和7年度税制改正の大綱」がまとめられ、国民健康保険税の課税限度額のうち、医療分（基礎課税分）と後期高齢者支援金分が引き上げられる。

区 分	現行限度額		改正後限度額
医療分（基礎課税分）	650,000円		660,000円
後期高齢者支援金分	240,000円		260,000円
介護納付金分	170,000円		170,000円
合 計	1,060,000円		1,090,000円

② 今後の対応

今後、通常国会での地方税法改正法案の成立及び地方税法施行令の改正政令の公布（令和7年3月下旬）に合わせ、水戸市国民健康保険税条例の関係規定を改正する予定。

【改正前後の限度額超過世帯数及び限度超過額】

（単位：世帯、円）

区 分		令和6年度	改正後試算	差
医療分 （基礎課税分）	超過世帯数	515	498	▲ 17
	超 過 額	369,271,814	364,199,397	▲ 5,072,416
後期高齢者支援金分	超過世帯数	704	602	▲ 102
	超 過 額	188,049,843	175,078,662	▲ 12,971,181
介護納付金分	超過世帯数	343	343	－
	超 過 額	63,608,549	63,608,549	－
限度超過額合計		620,930,205	602,886,607	▲ 18,043,598

※令和6年度の値は令和6年9月末時点、改正後試算は限度額を改正した場合の試算。

③ 施行期日（予定）

令和7年4月1日

(2) 保険税軽減判定所得の基準額の改正

① 改正の概要

令和6年12月に、「令和7年度税制改正の大綱」がまとめられ、経済動向等を踏まえ、国民健康保険税のうち、均等割の軽減措置について、5割及び2割軽減における軽減判定所得基準額が引き上げられる。

区 分	改正前基準額	改正後基準額
7割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数-1) × 10万円	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数-1) × 10万円 ※改正なし
5割軽減	基礎控除額(43万円) + 29.5万円 × 被保険者数 + (給与所得者等の数-1) × 10万円	基礎控除額(43万円) + 30.5万円 × 被保険者数 + (給与所得者等の数-1) × 10万円
2割軽減	基礎控除額(43万円) + 54.5万円 × 被保険者数 + (給与所得者等の数-1) × 10万円	基礎控除額(43万円) + 56.0万円 × 被保険者数 + (給与所得者等の数-1) × 10万円

② 今後の対応

今後、通常国会での地方税法改正法案の成立及び地方税法施行令の改正政令の公布(令和7年3月下旬)に合わせ、水戸市国民健康保険税条例の関係規定を改正する予定。

【改正前後の人数、世帯数及び軽減額】

(単位：人、世帯、円)

区分		令和 6 年度	改正後試算	差	
医療分 (基礎課税分)	5割軽減	人 数	6,860	7,100	240
		世帯数	4,143	4,279	136
		軽減額	104,615,000	108,275,000	3,660,000
	2割軽減	人 数	5,841	5,936	95
		世帯数	3,420	3,472	52
		軽減額	35,630,100	36,209,600	579,500
後期高齢者 支援金分	5割軽減	人 数	6,860	7,100	240
		世帯数	4,143	4,279	136
		軽減額	43,218,000	44,730,000	1,512,000
	2割軽減	人 数	5,841	5,936	95
		世帯数	3,420	3,472	52
		軽減額	14,719,320	14,958,720	239,400
介護 納付金分	5割軽減	人 数	1,930	1,997	67
		世帯数	1,635	1,692	57
		軽減額	14,668,000	15,177,200	509,200
	2割軽減	人 数	1,509	1,530	21
		世帯数	1,261	1,275	14
		軽減額	4,587,360	4,651,200	63,840
軽減額合計		217,437,780	224,001,720	6,563,940	

※令和6年度の値は令和6年9月末時点、改正後試算は基準額を改正した場合の試算。

③ 施行期日(予定)

令和7年4月1日

